

証券コード 4274  
令和 8 年 6 月 8 日  
(電子提供措置の開始日) 令和 8 年 6 月 2 日

株 主 各 位

東京都あきる野市菅生1847番地  
細 谷 火 工 株 式 会 社  
代表取締役社長 細 谷 穰 志

## 第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://hosoya-pyro.co.jp/ir-information/holder-stock-information/?type=shareholders-meeting>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「細谷火工」又は「コード」に当社証券コード「4274」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、令和 8 年 6 月 2 3 日（火曜日）午後 5 時 15 分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。（3 ページから 4 ページ記載の「議決権行使等についてのご案内」を併せてご参照ください。）

敬 具

## 記

1. 日 時 令和8年6月24日（水曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都あきる野市菅生1847番地  
当社 技術開発センター会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第75期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 監査役2名選任の件  
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

~~~~~  
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1ページ記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# 議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権行使は、以下3つの方法がございます。

## 1 書面（郵送）で議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、お早めにご投函ください。  
議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

**行使期限** 令和8年6月23日(火曜日)午後5時15分到着分まで

## 2 インターネットで議決権を行使いただく場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。  
スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

**行使期限** 令和8年6月23日(火曜日)午後5時15分まで

詳細は、  
次ページを  
ご参照ください。

## 3 株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



**開催日時** 令和8年6月24日(水曜日)午前10時

**開催場所** 東京都あきる野市菅生1847番地  
当社技術開発センター会議室

### 議決権行使についてのご案内

- 1 書面（郵送）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 2 インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

# インターネットによる議決権行使方法について

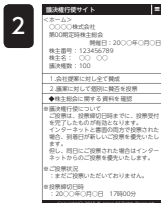


## スマートフォンからの場合

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、簡単に議決権行使ができます。



QRコードを  
読み込み



以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

### ご注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「パスワード」を入力いただきログイン、再度議決権行使をお願いします。



## パソコンからの場合

- 1 議決権行使ウェブサイト  
<https://www.net-vote.com/>

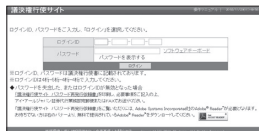
にアクセスしてください。

- 2 トップ画面



- 3 ログイン画面

議決権行使書用紙に記載のログインID、パスワードをご入力し、「ログイン」を選択してください。



※一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）ではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株式会社アイ・アール ジャパン  
証券代行業務部

● 電話（専用ダイヤル）

0120-975-960（通話料無料）  
〔受付時間〕午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

# 事業報告

(令和 7 年 4 月 1 日から  
令和 8 年 3 月 31 日まで)

## I 会社の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用環境の改善や賃上げの進展、設備投資の増加などにより緩やかな回復基調で推移しました。しかし、米国の通商政策の影響や中東地域をめぐる情勢によるエネルギー問題など、景気の下押しリスクが長期化し、先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社では原材料の入手難や加工業者の撤退による部材不足など、安定調達が困難な状況が継続いたしました。一方で防衛分野では装備品全般の需要が高まっており、当社の一部製品でも受注数量が増加いたしました。また、火工品燃焼処分の受託業務が増加したことで、売上高は前期を上回る結果となりました。

損益面では、原材料費やエネルギー価格の上昇などの原価高が影響し収益性は前期に及ばなかったものの、増収効果もあり計画以上の利益を確保いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,137百万円（前期比4.8%増）、営業利益303百万円（同4.2%増）、経常利益306百万円（同2.7%増）、当期純利益213百万円（同2.9%減）となりました。

事業別の販売状況は、次のとおりであります。

（火工品事業） 当事業年度の売上高は1,959百万円（前期比5.1%増）となりました。防衛分野では増産傾向が続く中、当社の扱う装備品では調達がなくなる製品もありましたが、一部製品の受注増加で減少分を補いました。また、官民間わず火工品類の処分需要が高まっており、受注が堅調に推移したことで増収となりました。

経費面では、前期に相当数の施設及び設備の更新を実施したため今期の支出は抑制されましたが、工場のインフラ整備や燃焼処分施設改修などの投資は継続いたしました。以上の結果、セグメント利益は219百万円（同3.6%増）となりました。

(賃貸事業) 当事業年度の売上高は177百万円(前期比1.2%増)となりました。セグメント利益は123百万円(同4.5%増)となりました。

## 2. 設備投資等の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は86百万円です。その主なものは、火工品事業における製造設備等の更新・改修29百万円、電気設備の改修19百万円、空調設備等の改修14百万円、構内整備7百万円、建物の改修5百万円、賃貸事業における整備費用6百万円などがあります。

## 3. 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

## 4. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第72期<br>令和4年度 | 第73期<br>令和5年度 | 第74期<br>令和6年度 | 第75期<br>令和7年度 |
|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 売 上 高(百万円)     | 1,761         | 1,832         | 2,038         | 2,137         |
| 経 常 利 益(百万円)   | 183           | 201           | 297           | 306           |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 132           | 138           | 219           | 213           |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 33.06         | 34.64         | 54.92         | 53.30         |
| 総 資 産(百万円)     | 4,284         | 4,386         | 4,482         | 4,828         |
| 純 資 産(百万円)     | 2,931         | 3,049         | 3,197         | 3,475         |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 732.33        | 761.90        | 798.76        | 868.33        |

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中平均株式数(自己株式控除後)で除して算出しております。
2. 「1株当たり純資産額」は、純資産を期末発行済株式総数(自己株式控除後)で除して算出しております。

## 5. 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## 6. 対処すべき課題

当社は、事業環境の変化に対応し持続的な成長を実現させるため、収益力の強化と経営基盤の安定化を目指しております。この実現に向けた事業展開において、次の事項を主要な課題としております。

### (1) 人財の活躍推進

当社の最大の強みであり資産でもある「人財」の活力最大化は、中長期経営目標の達成に向けた重要なテーマです。多様な人財に公平な機会を提供し、すべての社員の力を最大限に引き出すと共に、その活力を組織として最大限に活かすことで、個人と企業が共に成長する環境と風土を作ってまいります。

### (2) 事業領域の拡大

当社は、固体及び液体の高エネルギー物質の製造・販売から燃焼処分・評価試験まで扱っておりますが、利用者が限定された特殊な市場といえます。しかし近年、高エネルギー物質の需要は航空宇宙分野にも広がりがみられ、大学や研究機関、海外からの引き合いも増加しております。今後は、産学官連携による共同研究や製品開発により、新たな価値を創出し既存の枠を超えた事業領域の拡大を進めてまいります。

### (3) 既存製品の収益力向上

当社の扱う火工品は多品種少量生産で、各製品の納期が同時期に集中するため生産計画に偏りが生じ、収益性低下の要因となっております。徹底したQCD管理により一定の利益率を維持しておりますが、昨今の防衛分野への需要の高まりを受け、今までにない生産能力の拡大と生産性向上が求められております。今後は工場内の効率化にとどまらず、部門間の連携を強化し全体最適による収益力の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 7. 主要な事業内容

当社は火工品並びに液体化成品の製造・販売などの火工品事業と貸店舗などの賃貸事業を営んでおります。

主な製品は次のとおりであります。

| 区 分       | 主 要 製 品 ・ サ ー ビ ス                                                                                        |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 火 工 品 事 業 | 発煙筒、信号弾、救命胴衣用インフレーター等訓練又は救命・救難用火工品<br>非常信号灯、無公害発煙筒、耐水圧発煙筒等火工品<br>使用済核燃料再処理剤等液体化成品<br>安全性評価試験・火薬類燃焼処分等の受託 |
| 賃 貸 事 業   | 商業店舗、試験施設、火薬庫                                                                                            |

8. 主要な営業所及び工場

| 名 称       | 所 在 地    |
|-----------|----------|
| 本 社 工 場   | 東京都あきる野市 |
| 草 花 工 場   | 同上       |
| 東 京 営 業 所 | 東京都新宿区   |

9. 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 対前期末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|---------|---------|-------------|
| 94名     | 7名増     | 46.3歳   | 9.3年        |

10. 主要な借入先の状況

| 借 入 先                 | 借 入 金 残 高 |
|-----------------------|-----------|
| 西 武 信 用 金 庫           | 214百万円    |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行     | 200       |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 100       |

11. その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 8,064,000株
2. 発行済株式の総数 4,032,000株  
(うち、自己株式数 29,535株)
3. 株主数 6,608名
4. 上位10名の株主の状況

| 株 主 名                 | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|-----------------------|----------|----------|
| 一般社団法人日本文化伝承会館        | 415      | 10.4     |
| 細 谷 火 工 共 栄 会         | 255      | 6.4      |
| 西 武 信 用 金 庫           | 220      | 5.5      |
| 志 村 実                 | 175      | 4.4      |
| 細 谷 亮 旗               | 170      | 4.2      |
| 細 谷 穰 志               | 103      | 2.6      |
| ナ ス 物 産 株 式 会 社       | 92       | 2.3      |
| 住 友 重 機 械 工 業 株 式 会 社 | 90       | 2.2      |
| 浅 原 住 子               | 73       | 1.8      |
| 野 村 證 券 株 式 会 社       | 65       | 1.6      |

(注) 持株比率は、自己株式 (29,535株) を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の状況（令和8年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                        |
|-----------|---------|-------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 細 谷 穰 志 |                                     |
| 代表取締役副社長  | 細 谷 亮 旗 | 株式会社ホソヤエンタープライズ 社外取締役               |
| 取 締 役     | 齋 藤 尚 志 |                                     |
| 取 締 役     | 佐 藤 誠   | 佐藤誠公認会計士・税理士事務所 所長<br>あすなる監査法人 代表社員 |
| 常 勤 監 査 役 | 古 山 雄 一 |                                     |
| 監 査 役     | 志 村 実   | 志村電設株式会社 代表取締役社長                    |
| 監 査 役     | 安 藤 隆 允 | 安藤公認会計士事務所 所長                       |

- (注) 1. 佐藤誠氏は、社外取締役であります。
2. 志村実、安藤隆允の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役安藤隆允氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役佐藤誠氏及び社外監査役安藤隆允氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び監査役は、会社法第423条第1項の責任につき同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

#### 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である取締役及び監査役がその職務の遂行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとしております。ただし、被

保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないこととしております。

#### 4. 取締役及び監査役の報酬等

##### (1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年1月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### ①基本報酬（固定額の金銭報酬）に関する、取締役の個人別報酬等の額又は算定方法の決定方針

当社の取締役の基本報酬は、企業規模、他社の支給状況及び従業員賃金の水準を考慮し、個人の役位・職責・役割の範囲等を総合的に勘案し、決定することを基本方針とする。

##### ②取締役の個人別報酬等のうち、業績連動報酬等にかかる業績指標の内容及び金額（算定方法）の決定方針

当社の取締役の基本報酬は、業績に連動としない固定報酬とする。

##### ③取締役の個人別報酬等のうち、非金銭報酬等について、その内容及び金額（算定方法）の決定方針

当社の取締役基本報酬は、金銭のみとし、非金銭報酬等は該当しない。

##### ④取締役の個人別報酬等の基本報酬・業績連動報酬・非金銭報酬の割合の決定方針

②項、③項により、特段方針は定めず。

##### ⑤取締役の報酬等の支給・付与の時期や条件の決定方針

当社の個人別報酬は、定時株主総会終了月の翌月から、定額の月例固定報酬とする。

##### ⑥取締役の個人別報酬等の内容の決定について、取締役や第三者へ委任することに関する事項

当社の個人別の報酬額については取締役会の決議に基づき、代表取締役社長が委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬

の額の決定とする。その権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適していることによる。

⑦取締役の個人別報酬等の内容の決定方法（取締役や第三者への委任に関する事項以外）

⑥項により、該当しない。

(2) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長細谷穰志に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の⑥項によるものです。

(3) 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額<br>(千円) |              | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|-------------------|--------------------|--------------|-----------------------|
|                    |                   | 基本報酬               | 退職慰労金        |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 64,514<br>(2,600) | 57,026<br>(2,600)  | 7,488<br>(一) | 5<br>(1)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 10,150<br>(2,860) | 9,835<br>(2,860)   | 315<br>(一)   | 3<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 74,664<br>(5,460) | 66,861<br>(5,460)  | 7,803<br>(一) | 8<br>(3)              |

(注) 1. 上表には、令和7年6月24日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬額につきましては、平成28年6月24日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役1名）です。

4. 監査役の報酬額につきましては、平成9年6月27日開催の定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(4) 当事業年度において支払った役員退職慰労金

令和7年6月24日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 1名 1,800千円

(金額には、上記(3)及び過年度の事業報告において取締役及び監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役1名1,800千円が含まれております。)

#### Ⅳ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- (1) 取締役佐藤誠氏は、佐藤誠公認会計士・税理士事務所の所長及びあるすなる監査法人の代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- (2) 監査役志村実氏は、志村電設株式会社の代表取締役社長であります。志村電設株式会社と当社との間には電気設備工事発注等の取引関係がありますが、年間取引額は僅少であります。
- (3) 監査役安藤隆允氏は、安藤公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

|            | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                              |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 佐藤 誠 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち、12回に出席いたしました。<br>取締役会において公認会計士としての豊富な経験及び知見に基づき、当社の経営全般にわたって発言を行っております。                     |
| 社外監査役 志村 実 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに、また、監査役会6回のうち全てに出席いたしました。<br>取締役会及び監査役会において豊富な経験及び知見に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。 |
| 社外監査役 安藤隆允 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに、また、監査役会6回のうち全てに出席いたしました。<br>取締役会及び監査役会において豊富な経験及び知見に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。 |

## V 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

虎ノ門有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額

13,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の能力、監査の遂行状況及びその品質管理、独立性等を勘案して必要と判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 4. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人虎ノ門有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## Ⅵ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの基本方針について次のとおり決議しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 法令及び定款等の遵守を目的として「企業行動規範」「コンプライアンス規程」等の社内規程を定め、取締役が率先垂範すると共に使用人全員に対して教育・研修により周知徹底を図る。
  - ② 法令違反等の行為又は事実を識別した場合には、速やかに取締役会及び監査役会に報告すると共に、法令違反等の未然防止、早期発見と早期解決のために「内部通報制度規程」を制定して問題点の指摘と改善策を講じる。
  - ③ 内部統制評価の計画に基づき、内部統制評価グループはコンプライアンスの状況を定期的に監査する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役会の職務に係る情報・帳票類等（電磁的記録を含む。以下に同じ。）については、「文書管理規程」及び法令に基づき適正に作成、保存及び管理し、取締役及び監査役が常時閲覧できるものとする。
  - ② 当社が保存又は管理する電磁的記録については、「ITシステム管理規程」に則した管理体制でセキュリティの確保を図ると共に、継続的にその改善を図る。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 事業上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定めた「経営危機管理規程」に基づきリスク管理体制を構築する。
  - ② 各部門は、それぞれの部門に発生する可能性のあるリスクの把握に努め、内部統制評価グループは、リスク管理体制の有効性について監査を実施する。
  - ③ 経営に重大な影響を与える事態が発生した場合には、直ちに対策本部を招集し、迅速な対応を行うことにより、損失・被害を最小限にとどめる。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に職務を執行する。
  - ② 取締役会は原則月 1 回開催し、経営上の重要な事項は取締役会において決定される。また、取締役及び使用人が共有する全社的な経営目標を定め、取締役は、その目標達成のため担当する各部門に周知徹底すると共に、業務運営を容易にするため指揮し統括管理する。
  - ③ 原則月 1 回開催される常勤役員会において、職務を執行する取締役及び執行役員は、職務の執行に関して十分な審議を行い、目標達成のための進捗を管理する。
- (5) 監査役による監査の実効性を確保する体制
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要と判断した場合監査役の補助使用人を任命することができる。  
また、その人員の異動、評価等の人事事項に関しては監査役の意見を尊重した上で行うものとする。
  - ② 取締役及び使用人は法令に基づく事項の他、監査役の求める事項について速やかに対応し、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実があることを発見した時は、法令に従い直ちに監査役に伝達する。
  - ③ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行が適切か否かを判断して手続きを行うものとする。
  - ④ 監査役と取締役及び会計監査人とは、それぞれ定期的に意見を交換する。また、取締役及び使用人は監査役から業務執行に関する事項について質問等があった時は、速やかに適切な対応を行う。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりとなります。

### (1) コンプライアンスについて

内部統制評価グループは内部監査を実施すると共に、関係部署と連携して金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行い、適宜取締役会への報告を行っております。

また、法令及び社内諸規程遵守のために、継続的な社内教育を実施しております。

(2) 取締役、監査役の職務の執行について

当事業年度は取締役会を13回開催し、業務執行に関する重要事項を決定しております。これらの会議には監査役も出席しております。

監査役は重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を確認しております。また、取締役、会計監査人と情報交換を行うことで、監査の実効性の向上を図っております。

## **VII 会社の支配に関する基本方針**

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の創業から100年以上受け継がれている確固たる経営理念、日本企業としての存在価値及び当社のステークホルダーとの信頼関係を重視し、当社の企業価値を高めるものでなければならないと考えております。

現時点では特別な買収への対応方針は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

## **VIII 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、より良い製品をユーザーに提供し、顧客の満足を得て利益確保を目指すことで、株主の皆様へ長期的且つ安定的な配当ができるよう、年1回期末配当を行う方針であります。

当期の期末配当につきましては、上記方針を踏まえ、業績状況及び財政状態を勘案し、1株当たり10円とするとともに、当社が創業120周年を迎えることを記念して1株当たり5円の記念配当を実施することといたしました。これにより当期の剰余金の配当につきましては、1株当たり普通配当10円に記念配当5円を加え、1株当たり15円とさせていただきます。

配当の決定機関は、株主総会であります。

また、内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載数字は、金額、株数については表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。

# 貸 借 対 照 表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額                      | 科 目                    | 金 額                      |
|--------------------|--------------------------|------------------------|--------------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                          | <b>(負 債 の 部)</b>       |                          |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>&lt;2,251,671&gt;</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>&lt;923,769&gt;</b>   |
| 現金及び預金             | 795,252                  | 買 掛 金                  | 97,460                   |
| 売 掛 金              | 557,042                  | 短 期 借 入 金              | 400,000                  |
| 商品及び製品             | 22,897                   | 1年内返済予定の長期借入金          | 11,004                   |
| 仕 掛 品              | 335,405                  | リ ー ス 債 務              | 4,702                    |
| 原材料及び貯蔵品           | 521,233                  | 未 払 金                  | 61,641                   |
| 前 払 費 用            | 6,971                    | 未 払 費 用                | 74,019                   |
| 未 収 入 金            | 399                      | 未 払 法 人 税 等            | 94,748                   |
| そ の 他              | 12,469                   | 未 払 消 費 税 等            | 28,057                   |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>&lt;2,576,370&gt;</b> | 前 受 金                  | 14,433                   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>&lt;1,887,813&gt;</b> | 預 り 金                  | 27,652                   |
| 建 物                | 365,471                  | 賞 与 引 当 金              | 109,026                  |
| 構 築 物              | 103,796                  | そ の 他                  | 1,023                    |
| 機 械 装 置            | 22,182                   | <b>固 定 負 債</b>         | <b>&lt;428,815&gt;</b>   |
| 車 両 運 搬 具          | 605                      | 長 期 借 入 金              | 103,541                  |
| 工具器具及び備品           | 32,414                   | 長期リース債務                | 10,848                   |
| 土 地                | 1,321,680                | 退職給付引当金                | 76,352                   |
| リ ー ス 資 産          | 14,109                   | 役員退職慰労引当金              | 88,955                   |
| 建 設 仮 勘 定          | 27,553                   | 製品保証引当金                | 529                      |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>&lt;1,747&gt;</b>     | 長期預り保証金                | 55,139                   |
| そ の 他              | 1,747                    | 長 期 預 り 金              | 4,099                    |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>&lt;686,809&gt;</b>   | 繰 延 税 金 負 債            | 79,943                   |
| 投資有価証券             | 682,902                  | 資産除去債務                 | 9,405                    |
| 出 資 金              | 2,800                    | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,352,585</b>         |
| 差 入 保 証 金          | 920                      | <b>(純資産の部)</b>         |                          |
| 長期前払費用             | 187                      | <b>株 主 資 本</b>         | <b>&lt;3,084,015&gt;</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>4,828,042</b>         | 資 本 金                  | <b>&lt;201,600&gt;</b>   |
|                    |                          | 資 本 剰 余 金              | <b>&lt;18,121&gt;</b>    |
|                    |                          | 資 本 準 備 金              | 18,121                   |
|                    |                          | 利 益 剰 余 金              | <b>&lt;2,879,094&gt;</b> |
|                    |                          | 利 益 準 備 金              | 50,400                   |
|                    |                          | その他利益剰余金               | 2,828,694                |
|                    |                          | 別 途 積 立 金              | 1,350,000                |
|                    |                          | 繰越利益剰余金                | 1,478,694                |
|                    |                          | <b>自 己 株 式</b>         | <b>&lt;△14,800&gt;</b>   |
|                    |                          | 評価・換算差額等               | <b>&lt;391,441&gt;</b>   |
|                    |                          | その他有価証券評価差額金           | <b>&lt;391,441&gt;</b>   |
|                    |                          | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>3,475,456</b>         |
|                    |                          | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>4,828,042</b>         |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(令和 7 年4月 1 日から)  
(令和 8 年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額     |           |
|---------------------|---------|-----------|
| 売 上 高               |         | 2,137,098 |
| 売 上 原 価             |         | 1,472,283 |
| 売 上 総 利 益           |         | 664,814   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |         | 361,811   |
| 営 業 利 益             |         | 303,003   |
| 営 業 外 収 益           |         |           |
| 受 取 利 息             | 14      |           |
| 受 取 配 当 金           | 10,734  |           |
| 雑 収 入               | 1,619   | 12,368    |
| 営 業 外 費 用           |         |           |
| 支 払 利 息             | 6,704   |           |
| 雑 損 失               | 2,540   | 9,244     |
| 経 常 利 益             |         | 306,127   |
| 特 別 利 益             |         |           |
| 保 険 差 益             | 117     | 117       |
| 特 別 損 失             |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損       | 158     | 158       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益     |         | 306,086   |
| 法 人 税 等             | 105,965 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額       | △13,225 | 92,739    |
| 当 期 純 利 益           |         | 213,346   |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和8年5月12日

細谷火工株式会社  
取締役会 御中

### 虎ノ門有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員      公認会計士      渋谷 寿彦

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員      公認会計士      壽田 幸義

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、細谷火工株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査計画に基づいた監査を実施し、監査状況及び結果については各監査役の報告を基に審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成いたしました。また、会計監査人から会計監査人の監査報告書を受領しましたので、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制グループその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況の監視及び検証をいたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人虎ノ門有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年5月12日

細 谷 火 工 株 式 会 社      監 査 役 会

常 勤 監 査 役   古   山   雄   一   ㊟

社 外 監 査 役   志   村            実   ㊟

社 外 監 査 役   安   藤   隆   允   ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分ににつきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、中長期的な視点に立ち、内部留保を充実させることにより企業体質の強化を図りつつ、安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、上記方針及び株主様への利益還元を重視する観点から1株につき10円の普通配当に記念配当5円を加え、1株につき15円とさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき15円（普通配当10円、記念配当5円）  
なお、配当総額は60,036,975円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和8年6月25日（木曜日）

### 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役古山雄一氏及び安藤隆允氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | ふるやま ゆういち<br>古山 雄一<br>(昭和34年3月4日生) | 昭和56年4月 当社入社<br>平成15年12月 当社品質保証部長<br>平成18年4月 当社資材部長<br>平成19年6月 当社取締役資材部長<br>平成20年10月 当社取締役工場長兼技術開発センター長<br>平成21年8月 当社取締役工場長<br>平成25年6月 当社常務取締役<br>令和元年10月 当社取締役<br>令和5年6月 当社常勤監査役（現任） | 1,000株        |

| 候補者番号  | ふりがな氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                       | 所有する<br>当社株式数 |
|--------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ※<br>2 | えばた ゆき お<br>江畑 幸雄<br>(昭和22年3月11日生) | 昭和51年 5 月 税理士登録<br>昭和51年 5 月 江畑幸雄税理士事務所開業（現任）<br>昭和57年 3 月 公認会計士登録<br>昭和57年 3 月 江畑公認会計士事務所開業<br>平成26年11月 日本土地建物プライベートリート投資法人（現中央日土地プライベートリート投資法人）監督役員 | 0株            |

(注) 1.※印は、新任の監査役候補者であります。

2.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3.江畑幸雄氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。

4.当社は古山雄一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5.江畑幸雄氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

6.江畑幸雄氏が社外監査役として就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

7.当社は、当社監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。各候補者が監査役に就任された場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

8.当社は江畑幸雄氏が社外監査役に就任された場合には、東京証券取引所が定める上場規程に基づく独立役員として指定する予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者岡哲之氏は、「第2号議案 監査役2名選任の件」が原案どおり承認可決された場合に常勤監査役に就任いたします古山雄一氏の補欠として、候補者岩崎泰一氏は、現任の社外監査役志村実氏及び「第2号議案 監査役2名選任の件」が原案どおり承認可決された場合に社外監査役に就任いたします江畑幸雄氏の補欠として選任をお願いするものであります。

また、本議案における選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

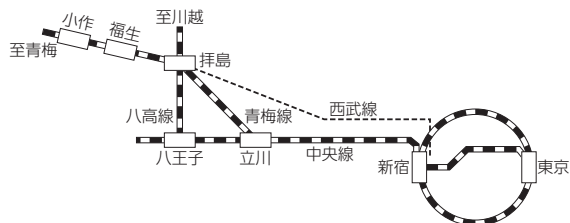
本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。  
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                             | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | おか てつ ゆき<br>岡 哲 之<br>(昭和35年2月8日生)       | 昭和50年 4 月 防衛庁海上自衛隊入隊<br>平成27年 2 月 防衛省海上自衛隊退官<br>平成27年 2 月 当社入社<br>平成27年 7 月 工場統括室工場管理課長（現任） | 0株            |
| 2     | いわ さき ひろ かず<br>岩 崎 泰 一<br>(昭和53年1月15日生) | 平成19年 9 月 弁護士登録<br>新宿法律事務所パートナー（現任）<br>平成28年 3 月 アグロカネショウ株式会社<br>社外取締役                      | 0株            |

- (注) 1.各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.岩崎泰一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
当社は、候補者が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所が定める上場規程に基づく独立役員として指定する予定であります。
- 3.岩崎泰一氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。  
なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- 4.各候補者が監査役又は社外監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- 5.当社は、当社監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。各候補者が監査役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

# 株主総会会場ご案内



## —交通のご案内—

### ●公共交通機関をご利用の場合

JR青梅線小作駅 西東京バス「東海大菅生高校」下車、徒歩約5分  
タクシー約25分

JR青梅線福生駅 タクシー約25分

### ●お車をご利用の場合

圏央道日の出ICより国道411号（滝山街道）の青梅方面に入り、菅生高校入口信号左折、東海大菅生高校通過後150m程です。約10分

## 工場見学会開催のご案内

株主総会終了後、ご希望の株主様を対象に工場見学会を開催の予定です。